

「特別支援学校」「特殊教育総合免許」などの動きを受けて

愛媛大学
立入哉

1. 「特別支援教育」という用語について

2001年に「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～」が答申された。その後、中央教育審議会のもとで、「特殊教育免許の総合化に関するワーキング・グループ」が作られ、一方では、「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、10月には「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」が公表された。

これらの流れは「聾教育における改革」というより「特殊教育全体の改革」なのであるが、聾教育の存続に係わる重大な意味をもつものであるので、全文を読んでおくことが望まれよう。下記に関連するサイトとのリンクページを設けたので、もし手元にお持ちでない方はご参照願いたい。（<http://www4.justnet.ne.jp/~h-tachi/index-hi.htm>）

「そもそも支援は指導のなかにこそ生きてくる」と私は考えている。比較的軽度な障害の子どもであれば適切である場合もあるが、「木を見て森を見ず」との言葉の通り、巡回指導とか、センターにたまに来て「支援」をするというようなことで、障害のある子どもたちが必要としているサービスが十分に提供できるとは思えない。設定された時間枠のなかで、訓練的まなざしで子どもを見るのではなく、自ら学ぶという学習という子どもからの視点で見直す必要があるという論理は、私自身の「聴能訓練から聴覚学習へ」との実践から、骨の髄まで理解している事項である。

聾教育の長い歴史のなかで、我々は訓練を基にした言語指導を反省し、「生活を基にした幼児児童生徒の生活に軸足を置きながら、その都度、発生する日常的事象からコトバを教えるという立場に立ちながら、かつ系統的な取り扱い」をする言語指導法を確立してきた。日々の活動は支援であっても、それ自体が全体のどの部分の学習になっているかという指導的視点を教師は忘れるべきではない。障害がより重度であればあるほど個別の対応と、きめ細かい指導計画は不可欠だと思う。

2. 「特別支援学校」について

一般学校に通う障害のある子どもたちにとってのリソースセンターのような学校が数多くの場所にできることは良いことのようにも思う。例えば、愛媛県には県内に2聾学校しかなく、伊予三島市のように聾学校から2時間以上かかる地域に住む聴覚障害児にとって、近所に相談できる「特別支援学校」があることは良いことかも知れない。しかし、そこで聴覚障害を担当する教員は、聴能訓練用機器などに始まる指導教材がないなかで、聴力の軽い子どもに対する聴覚的援助・発音発語指導から、聴力の重い子どもに対するコミュニケーション指導、言語指導まで担当するなど、現在の聾学校教師プラス難聴学級担任という非常に高度で幅広い専門性を持たなくてはならない。こうしたベテラン教師、「(中間まとめ)」では仮称「コーディネータ」として力量を發揮できる教員は日本中にそう多くはないであろう。

これは教員だけの問題ではなく、「(中間まとめ)」では「校長のリーダーシップはもちろん必要な諸機能を適切に發揮できるような組織体制の整備が重要」との記述がある。「3月まで高等学校で英語を教えていました」という校長が急に特別支援学校に来て、多障害・幅広い障害程度に渡る学校に対して、どのようにリーダーシップを取ることができるのか。

コーディネータ役の教員の人事、校長人事を含む人事制度、管理職登用制度という教育の根幹をなす「人事」の抜本的な改革をせず、聾学校という看板にマジックで二重線を引き、「特別支援学校（聴覚障害）」とし、箱の包装紙を張り替えても、障害のある幼

児・児童・生徒に必要な改革になるとは到底思えない。

3. 総合免導入ならば、新しい自主認定制度を

特殊教育免許の総合化の案は過去に何度も出されてきたが、そのたびに盲・聾教育関係者の粘り強い努力で総合化を阻止し続けてきた経緯がある。私が総合化に反対である理由については、上記のサイトで述べているので詳述はしない。

しかし一例を挙げるとするならば、「(中間まとめ)」の「児童生徒の障害の重度・重複化や多様化の状況に対応して免許制度について改善（=総合化）が図られることは特別支援教育を実現していく高い専門性を確保する基盤を形成する上で極めて重要」との記述には納得しがたい。

これは地域の町医が耳鼻科、眼科、外科、内科・・・・のすべてについて、軽傷から重傷患者まで診るべきだ、町医を増やせば重度・重複化、多様化に応じられるとの考えに等しい。やはり総合病院の耳鼻科（聾学校）には、他科と連携を取りながら、より高い専門性を身に付けた耳鼻科専門医が必要である。重度・重複化に対応するために、聾学校教員が聾学校免許に加えて、養護学校教員の免許状など複数の免許を持ち、他の特殊学校と連携を持ちながら、重複障害児の支援にあたることは可能である。つまり現免許制度の運用により、重度・重複、多様化にも対応し、かつ専門性を確保する基盤の形成は可能と考える。（一免許に一学校種が対応している現状から考えれば、3校名5校種を、3校名3校種にする養護学校の総合化は当然であると考える）

もし、免許の総合化が導入されるのであれば、何をもって学校の専門性を維持していくことができるのであろうか。自主的な組織が、「聴覚障害児教育コーディネータ」資格であるとか、「教育オーディオロジスト」というような自主認定資格を設け、各特別支援学校ごとの資格保有者の人数を公表するなど専門性を数値化し、外部評価する「特別支援学校(聴覚障害)外部評価機構」のような仕組みを設けなければ、現状でも曖昧な専門性の外部評価はおぼつかない。

4. まとめ

聾学校の専門性が問われ出してもうしばらくの年数が過ぎた。それに対して、現場が真摯に応えてきたかと問われれば、まったくできていなかったと思う。それゆえ、「専門性」といっても、さしたることはなく、養護学校と一緒にになったってできるじゃない」と思われてしまっても致し方あるまい。

あるいは「専門性」と言うばかりで、それを咀嚼し、社会にわかりやすい形で情報提供をしてこなかったために「聾学校の専門性」が理解されない状態を放置してきた。しかし、それで良いのか。

聾学校を聾学校として残すことができるのであれば、それこそ、専門性とは何か、職業科の見直し、人事の在り方、資格制度等々抜本的改革が必要となろう。